

# 自治会法人化の手引

(令和4年8月改訂)

## 姫路市市民活動推進課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話番号 079-221-2099

ファクシミリ番号 079-221-2758

電子メールアドレス sankaku@city.himeji.hyogo.jp

1	はじめに	-----	1
2	地縁による団体（地縁団体）とは	-----	2
	(1) 定義		
	(2) 認可地縁団体になることができない事例		
3	地縁団体の認可要件	-----	3
	(1) 認可の目的		
	(2) 認可要件		
	(3) 規約の留意点		
4	認可申請手続に必要な書類	-----	6
5	認可の後に必要な手続き	-----	7
	(1) 認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）の請求		
	(2) 法人の設立届		
	(3) 法人市民税の減免申請・法人県民税の申告及び減免申請		
	(4) 認可前から所有している不動産の所有権移転登記		
	(5) 固定資産税・都市計画税の減免申請		
	(6) 不動産取得税の減免申請		
6	印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行	-----	1 1
7	課税関係	-----	1 2
	(1) 法人税（国税）、地方法人税（国税）		
	(2) 法人市民税（市税）、法人県民税（県税）、法人事業税（県税）		
	(3) 固定資産税・都市計画税		
	(4) 不動産取得税		
8	新たに不動産を取得した場合の登記手続き	-----	1 4
	(1) 表題登記と権利登記		
	(2) 所有権保存登記と所有権移転登記		
	(3) 登記申請に必要な書類等		
	(4) 登録免許税		
9	市への届出が必要な場合	-----	1 6
	(1) 代表者が変わったとき		
	(2) 主たる事務所の位置が変わったとき		
	(3) 規約を変更したとき		
10	その他	-----	1 7
	様式集	-----	1 8

## 1 はじめに

通常、自治会等の団体は法人格がないため、法的には「権利能力なき社団」とされ、団体自身の名義では不動産登記等ができません。そのために、自治会の財産であるにもかかわらず、自治会に代位して代表者個人や役員の共有名義で登記されていることが多く見られます。

しかし、この管理形態では、名義人の住所の変更や死亡などにより自治会の構成員でなくなった場合に名義の変更等の必要が生じます。また、個人財産との区分も明瞭でなく種々の問題が発生することも予想されます。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会等が、一定の手続きのもとに法人格を取得できる規定がもり込まれ、自治会所有不動産等の権利を、自治会自身の名義で登記できるようになりました。

この制度を利用すれば、不動産等の権利関係を巡る不安が解消され、自治会活動の基盤である保有財産の維持管理が安定することにより、一層円滑な自治会の運営ができるようになります。

## 2 地縁による団体（地縁団体）とは

### (1) 定義

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁的なつながり（地縁）によってつくられた団体」をいい、自治会や町内会のように一定の区域に住んでいる住民で構成された団体は、地縁団体と言えます。

### (2) 認可地縁団体になることができない事例

項目	認可地縁団体になることができない場合	左の事例
目的	<u>特定の目的のみ</u> を持つ団体	スポーツ同好会
		自然保護サークル
構成員 (会員)	<u>一定区域の住民すべて</u> が構成員になることができない団体	
	一定の区域に住所を有する以外に、年齢、性別等 <u>特定の要件</u> を必要とする団体	老人会（年齢） 婦人会（性別）
	<u>個人</u> を構成単位としない団体	単位自治会を構成単位とする団体
		法人を構成単位とする団体
	<u>区域外の住民</u> を構成員とする団体	1丁目を区域とする自治会に、2丁目の住民が構成員として加入している団体 ※賛助会員は可
	区域住民のうち、 <u>ごく少数の住民</u> しか加入していない団体	
<u>正当な理由なく</u> 住民の加入を拒否する団体		
代表者	代表者が <u>数人</u> いる団体	数人の役員が各自代表権を有する団体
会議の議決	構成員のうち、 <u>特定の者だけ</u> が議決権を有する団体	世帯主だけが議決権を有する団体

### 3 地縁団体の認可要件

地縁による団体が法人化するためには、市長の認可が必要となります。

通常、法人格を得るためには法務局への法人登記が必要ですが、それに代わるものが市長の認可になります。従って、法務局への法人登記の手続きは必要ありません。

#### (1) 認可の目的

地縁団体が、地域的な共同活動を円滑に行うためです。

また、令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方自治法が改正され、認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有及び保有予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることができるものとなりました。

(令和3年11月26日施行)

#### (2) 認可要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

##### ① 地域的な共同活動

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められること。

※ 自治会、町内会等が現に行っている活動を総称するもので、「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等」は、活動内容の例示です。

※ 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているか否かは、規約に定められた目的で判断します。

※ 「現にその活動を行っている」ことは、総会に提出された年度事業報告書や収支決算書等の活動実績を示す書類により確認します。

## ② 明確な区域の設定

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。  
また、その区域は、当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

- ※ 区域は、団体の構成員だけでなく、他の住民でも容易に認識できるもので、町名や地番で表示されるか、河川や道路で区域が画されていることが必要です。
- ※ 相当の期間とは、認可申請を行う地縁による団体がその区域で安定的に存在していると認められる期間であり、認可のために新たな区域を設定したり、新設団体に活動実績のないものは、安定的に存在しているとは認められません。

## ③ 区域に住所を有する個人が会員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ※ 世帯を会員としたり、世帯主だけを会員とすることはできません。
- ※ 区域内の法人や組合などの団体は会員にはなれませんが、趣旨に賛成して賛助会員となることは差し支えありません。（賛助会員は、議決権等を持つことはできません。）
- ※ 相当数の判断は、構成員名簿により、姫路市における自治会への加入状況等を勘案して判断します。

## ④ 規約を定めている

認可要件に合致した規約を定めていること。

最低限必要な事項は以下の8点です。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 区域
- (エ) 主たる事務所の所在地
- (オ) 構成員の資格に関する事項
- (カ) 代表者に関する事項
- (キ) 会議に関する事項
- (ク) 資産に関する事項

### (3) 規約の留意点

#### ① 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的であることを記載します。また、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできるだけ具体的に定めることが望まれます。

#### ② 名称

名称についての制限はありません。ただし、他の法令で使用が制限されている場合があります。（制限されている例：一般社団法人、弁護士法人、税理士法人等）

#### ③ 区域

上記(2)の②のとおりです。

記載例：「姫路市〇〇町の区域」

「姫路市〇〇町××番地から△△番地、□□番地」

「姫路市〇〇町のうち、別添地図の赤線で囲まれた区域」

「姫路市〇〇町のうち、××番地から△△番地を除く区域」

#### ④ 主たる事務所の所在地

この所在地が当該団体の「住所」となります。

記載例：「この会は、主たる事務所を自治会集会所におく。」

「この会は、主たる事務所を会長宅におく。」

「この会は、主たる事務所を姫路市〇〇町△△番地におく。」

※ 代表者の自宅とした場合は、代表者の変更ごとに主たる事務所の所在地も変更になります。

#### ⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて構成員となることができることと、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

また、加入・脱退等の資格の得喪手続きを定めることが望まれます。

※ 「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかな場合など極めて例外的な場合に限られます。

#### ⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務等について規定します。

また、地方自治法第260条の5の規定により、1名の代表者を必ず選出する必要があります。

#### ⑦ 会議に関する事項

地縁団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等について規定します。原則として、構成員はそれぞれ平等な表決権を持ちます。

#### ⑧ 資産に関する事項

資産（流動資産、固定資産を問わない。負債は含まない。）の構成及び取得、処分等の管理方法を定めます。

### 4 認可申請手続に必要な書類

	申請書類	留意事項
1	認可申請書	
2	規約	認可要件を満たす内容のもの。認可申請にあたり規約の改正を行った場合は、改正前の規約も提出
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書面	議長及び議事録署名人の署名、押印のある総会議事録の写し
4	構成員の名簿	構成員全員の氏名、住所を記載したもの
5	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	前年度の活動実績報告として総会に提出した年度事業報告書や収支決算書等の活動実績を示す書類
6	申請者が代表者であることを証する書類	代表者に選出した総会の議事録の写しと代表者就任承諾書



## 5 認可の後に必要な手続き

申請が認可の要件を満たしている場合、市長は認可をし、その旨を代表者に通知するとともに告示を行います。この告示により、認可地縁団体は市に認可された地縁団体であること及び告示事項を第三者に対抗できることとなります。

### (告示事項)

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

### (1) 認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）の請求

姫路市市民活動推進課にて発行しています。発行について印鑑や身分証明書等は不要で、誰でも請求が可能です。ただし、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載していただく必要があり、1通につき300円の手数料が必要です。

この証明書は、不動産登記の際の住所証明書や代表者の資格を証する書面として、法人設立届の提出、金融機関口座の開設等において利用できます。

### (2) 法人の設立届

認可を受けた後に、姫路市市民税課及び兵庫県姫路県税事務所課税第1課に、それぞれ法人設立届を提出してください。

#### (必要書類)

- ・ 認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）
- ・ 規約

### (3) 法人市民税の減免申請・法人県民税の申告及び減免申請

それぞれ指定された期間内に、姫路市市民税課へ法人市民税の減免申請書と最新年度の決算書を、兵庫県姫路県税事務所課税第1課へ設立1期目に係る法人県民税の申告書と当該申告に係る減免申請書を提出してください。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

なお、減免申請書提出日以降に税務署において収益事業に該当する事業を行っているとは判断されない限り、法人市民税・法人県民税は減免されます。

### (4) 認可前から所有している不動産の所有権移転登記

代表者個人や役員共有名義等で登記されている不動産については、登記名義人を地縁団体に変更する所有権移転登記が必要です。神戸地方法務局姫路支局で申請してください。

#### (必要書類)

- ・認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）
- ・登記済権利証（登記義務者〔前所有者〕のもの）もしくは登記識別情報
- ・印鑑登録証明書（登記義務者〔前所有者〕のもの）
- ・固定資産税評価証明書または価格通知
- ・登録免許税

※登記原因は「委任の終了」とし、登記原因の日付は「認可の日」となります。

※未登記家屋でも税情報の登録がある場合があります。この場合、別途、名義変更申請が必要となりますので、詳しくは姫路市資産税課までお尋ねください。

※登記名義人等の死亡に伴う相続人の所在不明等により移転登記ができなかった地縁団体が所有する不動産のうち、一定の要件を満たす不動産については、所定の手続きを経ることにより登記に必要な証明書を市が交付することができるようになりました。制度の詳しい内容につきましては、市民活動推進課にお尋ねください。

#### 登録免許税

この所有権移転登記には、固定資産評価額の20/1000の金額が課税されます。収入印紙を申請書に貼って納めます。詳しくは神戸地方法務局姫路支局にお尋ねください。

## (5) 固定資産税・都市計画税の減免申請

8 ページ(4)の手続き完了によって、地縁団体が新たに不動産を取得したことになります。通常、不動産を所有している場合は固定資産税・都市計画税（市街化区域のみ）が課税されますが、集会所施設等の土地・建物については固定資産税・都市計画税が全額免除される場合があります。詳しくは姫路市資産税課までお問い合わせください。

### (必要書類)

#### ① 土地関係

- ・土地の全部事項証明書（登記簿謄本）
- ・建物がある場合は、建物配置図および建物平面図

#### ② 建物関係

- ・建物配置図および建物平面図

## (6) 不動産取得税の減免申請

8 ページ(4)の手続き完了によって、地縁団体が新たに不動産を取得したことになります。通常、不動産を取得した場合は不動産取得税（県税）が課税されますが、集会所施設の土地・建物の取得については全額免除されますので、減免申請書を兵庫県姫路県税事務所に提出してください。

### (必要書類)

- ・認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）
- ・認可申請について議決した総会議事録の写し
- ・規約の写し
- ・財産目録
- ・土地の全部事項証明書（登記簿謄本）

【必要な手続きのまとめ】

認可前から不動産を所有している？	
はい	いいえ
<p>姫路市市民活動推進課 079-221-2099</p> <p>認可地縁団体告示事項証明書(地縁団体台帳の写し)の請求</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>神戸地方法務局姫路支局 079-225-1915</p> <p>所有不動産の所有権移転登記</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>姫路税務署</p> <p>法人課税第1部門 079-282-1135(代)</p> <p>収益事業に該当するかどうかの判断依頼</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>姫路市市民税課 079-221-2265</p> <p>法人の設立届、法人市民税の減免申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>姫路市資産税課</p> <p>土地担当 079-221-2277</p> <p>家屋担当 079-221-2279</p> <p>固定資産税・都市計画税の減免申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>兵庫県中播磨県民センター姫路県税事務所</p> <p>課税第1課 079-281-9128</p> <p>法人の設立届、法人県民税の申告及び減免申請</p> <p>課税第2課 079-281-9134</p> <p>不動産取得税の減免申請</p>	<p>姫路市市民活動推進課 079-221-2099</p> <p>認可地縁団体告示事項証明書(地縁団体台帳の写し)の請求</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>姫路税務署</p> <p>法人課税第1部門 079-282-1135(代)</p> <p>収益事業に該当するかどうかの判断依頼</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>姫路市市民税課 079-221-2265</p> <p>法人の設立届、法人市民税の減免申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>兵庫県中播磨県民センター姫路県税事務所</p> <p>課税第1課 079-281-9128</p> <p>法人の設立届、法人県民税の申告及び減免申請</p>

## 6 印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行

売買契約の締結、不動産登記、金融機関口座開設等において、認可地縁団体の印鑑登録証明書が必要なときは、市民活動推進課において認可地縁団体の代表者に係る印鑑の登録をした後、証明書発行の請求をすることができます。

### ① 印鑑登録の申請

印鑑登録を行う場合は、代表者本人が次のものを市民活動推進課へ持参し、登録の申請をしてください。

(手続きに必要なもの)

- ア 代表者個人の登録済印鑑（実印）
- イ 代表者個人の印鑑登録証明書
- ウ 登録しようとする認可地縁団体の印鑑

### ② 登録できる印鑑

登録できる印鑑は1種類に限ります。また、次のような印鑑は登録できません。

- ア ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- イ 印影の大きさが1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの、又は1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
- ウ 印影を鮮明に表しにくいもの
- エ その他市長が適当でないと認めるもの

### ③ 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、団体の代表者本人のみの申請となります。

申請の際には、代表者の実印と登録した認可地縁団体の印鑑を持参してください。

交付手数料は1通につき300円です。

## 7 課税関係

### (1) 法人税（国税）、地方法人税（国税）

認可地縁団体は納税の義務を負います。ただし、認可地縁団体となった後も収益事業に該当する事業を行わない場合は、一度税務署へご相談をお願いします。税務署へのご相談の結果、税務署において収益事業を行っていないと判断された場合は、法人税の申告の必要はありません。

姫路税務署 代表電話番号：079-282-1135

### (2) 法人市民税（市税）、法人県民税（県税）、法人事業税（県税）

認可地縁団体は納税の義務を負います。ただし、税務署において収益事業に該当する事業を行っていないと判断され、以後も収益事業を行わない見込みの場合に限り、減免制度の対象となります。姫路市または兵庫県へそれぞれ指定された期間内に、法人市民税は減免申請書と最新年度の決算書を、法人県民税は申告書及び当該申告に係る減免申請書、最新年度の決算書を提出することにより、均等割の減免措置が適用されます。

なお、一度減免申請書を提出され減免制度が適用された後であっても、後日税務署にて収益事業を行っているとは認定された場合には、法人市民税等の申告納税義務が発生します。この場合、姫路市または兵庫県へそれぞれ収益事業開始の連絡、確定申告書の提出及び、税額の納付をお願いします。

各税目の減免手続き方法、手続き期間等につきましては、姫路市役所または姫路県税事務所までお問い合わせください。

姫路市役所 市民税課法人諸税担当：079-221-2265

兵庫県 中播磨県民センター姫路県税事務所：079-281-9128

### (3) 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対して課税されます。（都市計画税は市街化区域のみ。）

集会所など専ら自治会等の住民の集会等の用に供する固定資産については、姫路市資産税課に減免申請書を提出することにより、税額が減免できることがあります。

収益事業の用に供されている固定資産については、減免の対象にはなりません。個々の事例が収益事業に該当するかどうかにつきましては、姫路税務署までお問い合わせください。

また、減免の適用を受けた後に、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を姫路市資産税課に申告してください。

姫路税務署 代表電話番号：079-282-1135

姫路市役所 資産税課：079-221-2277

### (4) 不動産取得税

新たに土地・建物を購入したとき、建物を新築したとき、不動産の登記名義を認可地縁団体に切り替えたときに姫路県税事務所へ申告する必要がありますが、集会所施設等の公益目的に供する不動産であれば減免申請書を提出することで全額減免されます。

※財産の利用目的に公益性がない場合、免除されません。

## 8 新たに不動産を取得した場合の登記手続き

### (1) 表題登記と権利登記

表題部の登記		土地や建物の所在地、形状などの記録が載ります。
権利部の登記	甲区欄	所有権に関する記録が載ります。
	乙区欄	所有権以外の権利に関する記録が載ります。

建物を新築した場合は、表題部に「このような建物を建てました」という登記をしないと、「この建物は私のものです」という所有権登記ができません。

また、建物の表題登記を怠ると過料が科せられます。

### (2) 所有権保存登記と所有権移転登記

所有権保存登記	所有権の登記のない不動産（甲区欄がないもの）について初めてされる所有権の登記です。保存登記は所有者の任意なので、保存登記をしないことも可能です。
所有権移転登記	不動産の所有権が現在の登記名義人から他人に承継された場合に、第三者への対抗要件となる登記です。 所有権保存登記がされていないと、移転登記ができません。

### (3) 登記申請に必要な書類等

認可前から不動産を所有していた場合の名義変更手続きについては、8ページ(4)の説明のとおりですが、認可後に新たに不動産を取得した場合には、次の書類等が必要になります。

- ① 認可地縁団体告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）
- ② 売買、無償譲渡等の契約書の原本（登記原因証明情報）
- ③ 印鑑登録証明書（登記義務者[前所有者]のもの）
- ④ 固定資産評価証明書
- ⑤ 登録免許税



#### (4) 登録免許税

法務局での所有権保存登記又は所有権移転登記の際に、次のとおり課税されます。  
認可地縁団体についての減免規定はありません。

登記の種類	登記原因	税 額
所有権保存登記	—	固定資産評価額の 4/1000
所有権移転登記	相続又は法人の合併	固定資産評価額の 4/1000
	共有物の分割	固定資産評価額の 4/1000
	その他	固定資産評価額の20/1000

※上記のほか、特例措置がある場合もありますので、詳しくは神戸地方法務局  
姫路支局にお尋ねください。

神戸地方法務局姫路支局 電話番号：079-225-1915

## 9 市への届出が必要な場合

### (1) 代表者が変わったとき

改選等により代表者が変わったときは市長への届出が必要です。次の書類を市民活動推進課へ提出してください。

① 告示事項変更届出書 ※様式集を参照

② 告示された事項に変更があった旨を証する書類

(ア) 総会における選挙、又は総会で承認を得る必要がある場合

→ 総会議事録の写し（23ページの見本参照）

(イ) 選挙を行った場合（選挙後に総会の承認が必要でない場合）

→ 町内掲示・回覧する選挙結果周知文の写し（25ページの見本参照）

選挙管理委員会発行の当選証書 等

※ 前代表者、選挙管理委員長等の署名・押印が必要です。

③ 役員就任承諾書の写し ※様式集を参照

### (2) 主たる事務所の位置が変わったとき

集会所の移転、地番変更等により、主たる事務所の位置が変わった場合は市長への届出が必要です。次の書類を市民活動推進課へ提出してください。

① 告示事項変更届出書 ※様式集を参照

② 総会議事録の写し（告示された事項に変更があった旨を証する書類）

### (3) 規約を変更したとき

規約の変更には市長の認可が必要ですので、次の書類を提出してください。

なお「細則」「自治会費細則」などの変更については届出不要です。

① 規約変更認可申請書 ※様式集を参照

② 変更の内容及び理由を記載した書類

③ 総会議事録の写し（規約に変更があった旨を証する書類）

※ 規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項変更届が必要となります。

## 10 その他

### (1) 認可の取り消し

認可を受けた地縁団体が、4つある認可の要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことがあります。

### (2) 財産目録の作成と保存

地縁団体は、地方自治法第260条の4第1項の規定に基づき、認可を受ける時及び毎事業年度終了の時に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

### (3) 構成員名簿の作成と保存

地縁団体は、地方自治法第260条の4第2項の規定に基づき、構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。なお、構成員の変更については、市への報告・提出は必要ありませんが、団体において名簿の更新を行ってください。

### (4) 総会・役員会の議事録作成と保存

総会・役員会等の会議を開催した場合は議事録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。なお、告示事項変更や規約変更の届出をするときを除き、市への報告・提出は必要ありません。

#### (総会の進行及び議事録作成の注意事項)

認可地縁団体の運営は、全て団体の規約に沿って行う必要があります。特に、会議については定足数（会議の開会に必要な会員又は役員の数）、議長の選出、議事録署名人の指名、議事録作成等の細かな規定があります。

また、議事録についても記載すべき事項が何点か定められていますので、漏れないように作成してください。一般的な議事録の見本を23ページに掲載していますので参考にしてください。

# 様式集

認可申請書 .....	19 ページ
自治会会員名簿 (例) .....	20 ページ
役員就任承諾書 .....	21 ページ
総会議事録 (例) .....	22 ページ
選挙結果周知文書 (例) .....	25 ページ
規約変更認可申請書 .....	26 ページ
告示事項変更届出書 .....	27 ページ
自治会規約 (例) .....	28 ページ

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

# 〇〇自治会会員名簿

全会員数： \_\_\_\_\_ 名

	氏 名	現 住 所	摘 要
1	〇 〇 〇 〇	姫路市〇〇町××番地	会 計
	〇 〇 ◎ ◎	”	
	□ □ □ □	姫路市〇〇町☆☆番地	
5			
10			
15			
20			
25			

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_自治会 様

(新代表者の住所・氏名)

姫路市

⑩

## 役員就任承諾書

私は、地縁団体に認可された\_\_\_\_\_自治会の代表者に就任することを承諾します。

## 〇〇自治会臨時総会議事録

- 1 開催日時 令和 年 月 日 午前〇〇時～午前△△時
- 2 開催場所 姫路市〇〇町△丁目◇◇番地  
〇〇自治会集会所
- 3 会員総数 ××× 名
- 4 出席会員数 ××× 名（うち委任状出席☆☆名）
- 5 議案
- 第1号議案 規約制定の件
  - 第2号議案 地縁団体認可申請の件
  - 第3号議案 代表者選任の件
  - 第4号議案 自治会所有資産承認の件
- 6 議事の経過
- (1) 会長〇〇〇〇氏が、本日の総会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げた。
  - (2) 会長が、議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任した。
  - (3) 議長が、△△△△氏と××××氏を議事録署名人に指名したところ、満場一致で承認された。
  - (4) 続いて、議案の審議に入った。
    - 第1号議案 規約制定の件  
議長から規約制定の趣旨説明をしたところ、全員異議なくこれを承認した。
    - 第2号議案 地縁団体認可申請の件  
議長から、〇〇自治会を地縁団体として、姫路市長に認可申請する旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
    - 第3号議案 代表者選任の件  
議長から、地縁団体の代表者を、〇〇〇〇氏とすることについて諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
    - 第4号議案 自治会所有資産承認の件  
自治会保有資産について、会計から保有資産目録により説明があり、採決したところ、全員異議なくこれを承認した。
  - (5) 以上をもって、議長より本総会の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が次のとおり署名押印する。

令和 年 月 日

議 長                    〇 〇 〇 〇 印

議事録署名人            △ △ △ △ 印

同                            × × × × 印



## 〇〇自治会通常総会議事録

- 1 開催日時 令和 年 月 日 午前〇〇時～午前△△時
- 2 開催場所 姫路市〇〇町△丁目◇◇番地  
〇〇自治会集会所
- 3 会員総数 ××× 名
- 4 出席会員数 ××× 名（うち委任状出席☆☆名）
- 5 議案
- 第1号議案 令和\*\*年度事業報告及び決算報告
  - 第2号議案 令和\*\*年度会計監査報告
  - 第3号議案 令和〇〇年度事業計画及び予算審議
  - 第4号議案 代表者変更の承認

6 議事の経過

- (1) 会長〇〇〇〇氏が、本日の総会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げた。
- (2) 会長が、議長を選任について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任した。
- (3) 議長が、△△△△氏と××××氏を議事録署名人に指名したところ、満場一致で承認された。
- (4) 続いて、議案の審議に入った。
  - 第1号議案 令和\*\*年度事業報告及び決算報告  
議長が説明し諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
  - 第2号議案 令和\*\*年度会計監査報告  
監査の□□□□氏が、令和\*\*年度の会計監査報告を行い、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。
  - 第3号議案 令和〇〇年度事業計画及び予算審議  
議長が説明し諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
  - 第4号議案 代表者変更  
現役員の任期満了に伴い、規約第△△条の規定に則り選挙を行った。  
その結果、最多得票者の\*\*\*\*氏が新会長に決定した。
- (5) 以上をもって、議長より本総会の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が次のとおり署名押印する。

令和 年 月 日

議 長                    〇 〇 〇 〇 ④

議事録署名人            △ △ △ △ ④

同                         × × × × ④

## 議事進行及び議事録作成のポイント

### (1) 会員数

認可地縁団体は「区域内に住所を有する個人は全て会員になることができる」と規約に定めがありますので、この会員数は「加入世帯数」ではなく「加入会員数」になります。

### (2) 出席者数

総会を開くためには、会員数の2分の1以上などの「定足数」の規定があります。総会の会場に来ていなくても、出席者に表決を委任している場合は出席とみなします。実際の出席者と委任状提出者の合計が定足数を上回っているかを確認してください。

### (3) 議長の選出

「出席会員の中から選出する」と規約に規定している場合は、出席者から選出してください。

### (4) 議事録署名人の選出

大多数の認可地縁団体の規約には、出席会員の中から議事録署名人2人を選出することが規定されています。（一部「3人以上」等の例外があります）必ず、出席会員の中から選出してください。

### (5) 議決の記述

賛成を得た場合は「異議なく承認された」「満場一致で承認された」と記述してください。→「賛成多数」では、何人が賛成で何人が反対であったのかが不明のため

### (6) 代表者の選任の記述

代表者を含む役員を選任方法は、規約に規定している通りに実施してください。以下に記述例を挙げます。

（総会における選挙で就任した場合）

現役員の任期満了に伴い、規約第△△条の規定に則り選挙を行った。その結果、最多得票者の\*\*\*\*氏が新会長に決定した。

（役員会・選考委員会等で決定し総会で承認を得る場合 その1）

現役員の任期満了に伴い、新会長を\*\*\*\*氏とすることについて議長が経緯を説明しこれを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

（役員会・選考委員会等で決定し総会で承認を得る場合 その2）

現役員の任期満了に伴い、役員会で次期役員を別紙名簿のとおり決定したことについて議長が経緯を説明しこれを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

### (7) 議長及び議事録署名人の署名

規約には必ず、議長と議事録署名人が署名することと定められています。欠かさないようにしてください。

## 住民投票により代表者を選任した場合に 提出する公告文書の例

選挙結果を総会で報告せず、町内掲示板や隣保回覧で知らせる場合の文書例です。  
なお、「選挙結果は、総会にて報告し承認を得る」等の規定がある場合は、総会議事録を提出してください。

### 令和〇〇年度 \*\*自治会長選挙結果

投票日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時から午後〇〇時まで

開票日時 同 午後△△時から午後△△時まで

会員数 \*\*\*人

投票総数 \*\*\*票

有効票 \*\*\*票

無効票 \*\*票

上記選挙の結果、自治会長は、〇〇〇〇氏（得票数\*\*票）に決定しましたことを報告します。

令和〇〇年□□月□□日

〇〇自治会選挙管理委員長 \*\*\*\* (印)

選挙管理委員長を置いていない場合は、前自治会長の署名・押印でも結構です。

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 姫路市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 姫路市

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

# 〇〇町自治会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇町自治会という。

(区域)

第2条 本会の区域は、姫路市〇〇町の区域とする。

※ 姫路市の町界と一致していない場合は、「姫路市〇〇町の区域のうち別図に定める区域とする。」でも可。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は、姫路市〇〇町〇〇番地に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第4条 本会は、会員の愛町心に基づき、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化・スポーツの振興に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

2 本会の区域内において、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員及び賛助会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

3 本会の区域に入居した個人又は団体に対しては、本会は、これらの者に本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 会費を○年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

3 賛助会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した者が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 ○名

(3) 会計 ○名

(4) 委員 ○名

(5) 監事 ○名

※ 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。(地方自治法第260条の5)

※ 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。(地方自治法第260条の11)

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序により、)その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 委員は、本会の事業推進を図り、会務を処理する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

- ※ 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。（地方自治法第260条の6）
  - ※ 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。（地方自治法第260条の7）
  - ※ 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。（地方自治法第260条の8）
  - ※ 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。
    - ① 財産の状況を監査すること。
    - ② 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
    - ③ 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
    - ④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- （地方自治法第260条の12）

（役員任期）

第14条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第5章 会議

（会議の種類）

第15条 本会の会議は総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、会計及び委員をもって構成する。

（権能）

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。



- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

- ※ 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。(地方自治法第260条の16)
- ※ 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。(地方自治法第260条の17)

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

- ※ 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。(地方自治法第260条の13)

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は、会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- ※ ① 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- ② 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。(地方自治法第260条の14)

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇〇日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 総会及び役員会を招集する場合は、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

- ※ 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。(地方自治法第260条の15)

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員数の、役員会においては役員現在数の、それぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。

3 前2項の場合においては、議長は、会員又は会長として議決に加わる権利を有しない。

4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 賛助会員は、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

※ ① 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

③ 前2項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(地方自治法第260条の18)

※ デジタル社会形成整備法による法の改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされました。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

※ 地方自治法又は規約により、認可地縁団体の総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができます。

※ 地方自治法又は規約により、認可地縁団体の総会において、決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があった場合は、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に掲げる資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 本会の資産で前条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものは、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第31条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 3 2 条 本会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇〇日に終わる。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 3 3 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

※ ① 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。(地方自治法第 2 6 0 条の 3)

(解散及び残余財産の処分)

第 3 4 条 本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

※ 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。  
(地方自治法第 2 6 0 条の 2 1)

## 第 8 章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 3 5 条 本会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

※ ① 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目

録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。  
ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の  
終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必  
要な変更を加えなければならない。

(地方自治法第260条の4)

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定  
めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得  
なければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 〇〇町自治会会則（平成〇〇年〇月〇日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は令  
和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別  
に定める。